

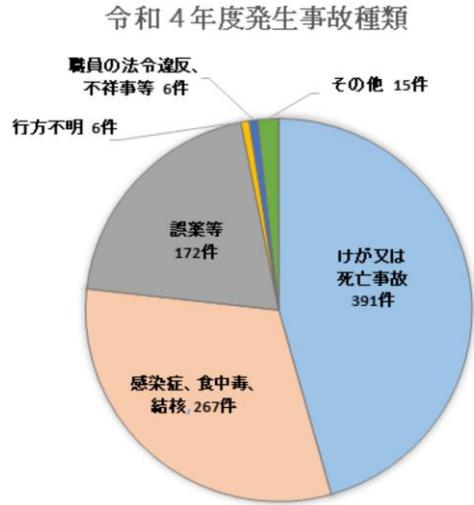
# 事故発生状況と事故報告について

青森市 福祉部 介護保険課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

# 1 事故発生状況について

サービス種別	件数
有料老人ホーム	213
認知症対応型共同生活介護	156
介護老人福祉施設	100
通所介護	83
介護老人保健施設	79
訪問介護	48
短期入所生活介護	37
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	30
小規模多機能型居宅介護	24
地域密着型通所介護	21
サービス付き高齢者向け住宅	20
通所リハビリテーション	11
介護医療院	10
居宅介護支援	8
短期入所療養介護	5
特定施設入居者生活介護	3
認知症対応型通所介護	3
看護小規模多機能型居宅介護	2
介護予防通所リハビリテーション	1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
福祉用具貸与	1
訪問看護	1
合計	857



- ・感染症等以外では、転倒によるけがが多く、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設の夜間の居室において多く発生しているようです。
- ・誤薬、与薬もれなども多く、原因としては、介助時の本人確認不足や介助員の交代による与薬状況の連絡不足などケアレスミスが多いようです。

## 2 事故報告について

市では、事業者等(介護サービス事業者及び有料老人ホーム等を運営する者)による事故等への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、適切なサービス体制を確立し、利用者の処遇向上を図るため、当該事業者等のサービス提供中に事故等が発生した際、市へ事故状況報告書を提出してもらうための取扱要領を定めています。

しかし、市への報告がなく、その後の苦情等により事故等の発生が判明する事例も見受けられる状況にあります。

以下に該当する事故等が生じた場合には、事業者側の過失の有無を問わず、速やかにその事故等の概要について報告をお願いします。

### (1) 事故報告の範囲

事故の種別	報告範囲等
① 利用者の負傷又は死亡事故が発生した場合	負傷の程度については、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となったものとする。また、病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義によりトラブルになる可能性があるもの。
② 誤薬等が発生した場合	時間や量の誤り、飲ませ忘れ等も含むこと。
③ 職員(従業員)の法令違反、不祥事等が発生した場合	利用者からの預り金の横領など、利用者の処遇に影響のあるものについては報告すること。
④ 利用者の行方不明	利用者がサービス提供中に行方不明となった場合。
⑤ 地震、風水害や火災等による被害が発生した場合	自然災害、人災は問わず被害が発生した場合。
⑥ 利用者又は職員の中から食中毒、結核その他感染症が発生し、他の利用者のサービス提供に影響が及ぼすおそれがある場合	ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア、イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合 ※初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いをもたれた時点で第一報を行うこと
⑦ その他	①～⑥以外の報告が必要と認められる事故が発生した場合

※①利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義によりトラブルになる可能性がある場合は報告してください。

⑥感染症等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定するもののうち原則として5類感染症以外のものとしますが、5類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎がア～ウに該当する場合は報告してください。

## (2) 提出における留意点

### ① 負傷等の場合【様式1 事故状況報告書(負傷等)】

第一報は、少なくとも以下の項目について可能な限り記入し、事故発生後速やかに電子メール等にて提出してください。(遅くとも5日以内)

- 1 事故状況
- 2 事業所の概要
- 3 対象者
- 4 事故の概要
- 5 事故発生時の対応 …… 受診方法、受診先、診断名、診断内容など分かる範囲で記入してください
- 6 事故発生後の状況 …… 家族等への報告状況や報告に対する家族等の状況については必ず記入してください。

### ② 感染症等の場合【様式2 事故状況報告書(感染症等)】

「(1) 事故報告の範囲⑥」におよぶ可能性がある場合は、第一報として電話等により発症状況等について報告してください。また、感染状況が終息した段階で報告書を提出してください。

※重大事故、他の利用者のサービス提供に影響を及ぼすおそれがある感染症等が発生した場合には、直ちに電話等により報告し、**事態が終息した時点で報告書(最終報告)**を提出してください。

※重大事故とは、利用者の死亡又は、命にかかわるような重体事故等、利用者が行方不明(未発見)、利用者への虐待、利用者又は従業員による不法行為、火災又は自然災害等による建物の損壊、その他事件性があるなどで事業者等で必要と判断した場合などです。

※事故原因、再発防止策は最終報告にて必ず記載してください。

### (3) 報告先

(1) 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム  
青森市福祉部 高齢者支援課 高齢福祉総務チーム  
電話番号 017-734-5326 FAX番号 017-734-5789  
電子メール koreisha-shien@city.aomori.aomori.jp

(2) 上記以外の事業者等  
青森市福祉部 介護保険課 事業者チーム  
電話番号 017-734-5257 FAX番号 017-734-5355  
電子メール kaigo-hoken@city.aomori.aomori.jp

※電話による第一報は開庁時間内に連絡をお願いします。  
(開庁時間 8:30~18:00、土・日・祝・12/29~1/3を除く)

※**緊急な対応を要する重大事故が発生した場合**で開庁時間外に連絡を要する場合は、  
【青森市代表電話】TEL 017-734-1111 へ連絡し、担当課への対応を求めてください。

※取扱要領・様式等は、下記に掲載しております。

【掲載箇所】青森市ホームページ(<http://www.city.aomori.aomori.jp>)  
ホーム>福祉・健康>事業者のかたへ>福祉・介護事業者>高齢福祉・介護サービス事業  
>申請・届出>事故等の発生報告

提出は電子メールに報告書を添付し、メールタイトルを「事故状況報告書(事業所名・発生日月日)」として、担当課のメールアドレスに送信してください。



▶利用者の家族に、速やかに連絡(報告)をしていますか？

次のような相談が寄せられます。

- ・ 事故発生状況等について、事業所からの説明がない。
- ・ 報告を求めても、担当者がいないからと、はぐらかされる。
- ・ 市へ事故報告は提出されているのか。
- ・ 医療費の支払い、賠償保険適用について説明がない。

▶誠意ある対応(処置、言葉づかい、態度等)を心がけていますか？

ご家族(自分)が同じ対応を受けた場合、不快な思いはしませんか。

▶同じ事故(誤薬、同一の方の転倒等)が繰り返されていませんか？

事業所内で事故防止対策は十分に検討・周知・実行されていますか。

・利用者の家族へ連絡する際、発生状況やその後の改善策などの説明が足りない場合、事業所の対応について不信感や不満など、家族へ誤解を招き苦情が寄せられることがあります。

迅速かつ丁寧な説明により、誠意ある対応を行ってください。